

A0601-04	タンクローリー作業はまず車体のアース(接地)から		
本文	タンクローリー(タンクトラック)への荷積みあるいは荷下ろしの作業においては、タンクローリーと接続配管は荷積(荷下)する前に必ずアースすること		
リスクの種類	火災、爆発	関連目次・章節	A0801
理由(何故)	タンクローリーによる作業は大きく分けて、運搬液の積込み、目的地への移動、運搬液の積み下ろし、の 3 つの作業からなるが、どの作業においても静電気の発生とそれによる機器の帯電が避けられず、静電気が着火源となり火災が発生する恐れがある。したがって、可燃性物質を取扱う事業所においては積荷が可燃性物質である場合は当然として、非可燃性物質であってもタンクローリーの静電気対策が必要である。特に、引火性物質の取扱エリアでは車から外部へのスパーク防止のためにも、まずアースをとることが重要である。		
方策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定期的に、アース端子の接地抵抗値、各接続部の接続状況、断線及び損傷箇所の有無を点検し、静電気除去設備が正常な状態に維持されていることを確認する。例えば、アース線を接合する“C”クランプ等のネジ式のものは 1 年に 1 回、クリップのようなバネ式のものは 6 ヶ月毎に測定し記録を残すとよい。 2. 積込み配管や積み下ろし配管が非導電性材質の場合には、金属ルーズフランジ、金属カップリング、金属製バルブ、ポンプ等の金属部品・機器はすべてボンディングをとり、接地する。 		
事故例	特にガソリン等の引火性液体の積込み作業時の事故が数多く報告されている。		
法的参考事項	<p>高圧ガス保安法・一般則第8条第2項第1号トと、その例示基準に、タンクローリーの静電気除去とその管理についての規定がある。</p> <p>消防法第9条(第1項18号)に、危険物を取り扱うにあたって静電気が発生する恐れのある設備には当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること、とあり、一般取扱所にも準用される。</p>		
備考	石油系溶剤(例えばトルエン)のように電気伝導度の低い液体は、タンクローリー車体を接地しても直ぐに帯電は解消されない。しかし、積込み後、あるいは運搬走行後、5~10分程度接地して静置すれば電荷は実害のない程度に減少すると言われている。したがって、タンクローリー内の液のサンプリングや検尺などの作業は十分静置時間をとってから行なう。		